

○学校法人拓殖大学役員及び評議員報酬等規程

令和2年3月28日

規程第21号

改正 令和7年3月29日規程第29号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人拓殖大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第62条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号及び第2項に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職一時金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規則に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

2 この規程における評議員とは、学校法人拓殖大学寄附行為第33条に定める評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与、退職一時金
- (2) 非常勤役員 報酬、退職一時金
- (3) 評議員 報酬

(報酬の算定方法)

第4条 役員に対する報酬月額、拓殖大学事務職員モデル給（64歳の本人給＋1等級最上位号俸の職務給＋38年の勤続給）を基礎として、別表1に定める上限倍率を超えない範囲内で理事会が決定する。

2 役員が月の途中で就任若しくは退任した場合の報酬月額は、常勤役員については日割り計算とする。非常勤役員については、就任月及び退任月の報酬月額を日割り計算によらず支給するものとする。

3 役員報酬月額算定において10,000円に満たない額が生じた時は、これを10,000円単位に繰り上げる。

4 評議員に対する報酬は、評議員会等の会議出席に伴う手当とし、報酬額についての基準は別表3とする。

(賞与の算定方法)

第5条 役員に対する賞与は、拓殖大学事務職員の期末手当標準支給率を超えない範囲内とし、財政状況を勘案し理事会が決定する。ただし、常勤役員以外の者には支給しない。

(退職一時金の算定方法)

第6条 常勤役員が退任した時は、次の各号に定めるところにより、退職一時金を支給する。

(1) 常勤役員の退職一時金の計算は、次の基準による。

$$\{ (\text{最終の報酬月額} \times \text{常勤の年数}) + (\text{最終の報酬月額} \times 1 \text{年未満月数} \div 12) \} \times 200\%$$

ただし、在任1年未満の者は報酬月額の1ヶ月分とする。

(2) 在任期間の計算は、就任した日の属する月から、退任の日の属する月までとする。

2 非常勤役員が退任するときは、退職一時金を支給することができる。支給する場合の基準は別表2による。

3 退職一時金について特別の事情があるときは、理事会の議を経て、支給額を増減することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 役員報酬 毎月20日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職一時金 任期の満了、辞任又は死亡により退職したとき

(4) 評議員報酬 評議員会等の会議を開催したとき

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。なお、評議員報酬は現金支給もできるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員には、別に定める内国旅費規程及び外国旅費取扱内規に基づいて、旅費を支給

する。ただし、第3項の場合は除く。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員が評議員会または評議員からの意見聴取や決議を伴う会議等へ出席する場合は、別表4に基づく旅費等を支給する。

(報酬の改定)

第9条 役員及び評議員の任期中(理事4年、監事4年、評議員4年)は原則として役員報酬月額及び評議員報酬の改定は行わない。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項及び第2項に定める報酬等の基準を同法137条第2号に基づき公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人拓殖大学役員報酬及び退職金規程(平成3年5月11日制定)は廃止する。
- 3 役員報酬に関する内規(平成10年12月17日制定)は廃止する。
- 4 この規程の施行の際、現に在任する総長にかかる役員報酬等は令和3年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、【別表1】の常任監事から常勤監事への名称変更は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表1 (第4条関係)

役員報酬月額上限倍率

(事務職員モデル給678,500円を1とした倍率)

理事長	1.4
専務理事	1.3
常務理事	1.2
常勤理事	1.0
理事	0.36

常勤監事	1.0
監事	0.36

寄附行為第8条第1項第1号(設置する学校の長及び事務局長のうちから理事選任委員会において選任した者)及び第2項(設置する学校の教職員のうち理事選任委員会において選任した者)に定める理事には、理事手当として月額5万円を支給する。

別表2 (第6条関係)

非常勤役員の退職一時金支給基準

在任年数	金額
4年以上	1,500,000円
2年以上	1,000,000円

ただし、非常勤理事から継続して常勤理事に就任した場合には、これを適用しない。

また、寄附行為第6条第1項第1号(設置する学校の長及び事務局長)及び第2項(教職員のうちから選任された者)に定める理事には、支給しない。

別表3 (第4条関係)

評議員会等の会議出席に伴う手当 (同日に複数会議開催の場合は、1日を1 会議分として支給する)		対象者及び金額 (源泉徴収額を除く)
手当	評議員会出席	評議員 10,000円
		評議員会副議長(加算額) 10,000円
		評議員会議長(加算額) 20,000円
	評議員からの意見聴取や決議を 伴う会議等への出席	評議員 10,000円

寄附行為第33条に定める評議員(専任教職員を除く)には、評議員報酬として評議員会及び評議員からの意見聴取や決議を伴う会議出席に応じて支給する。なお、意思表示書の提出有無に関係なく評議員会欠席者には適用しない。また、評議員会において評議員議長及び評議員副議長が出席する場合は、手当を加算して支給する。

別表4 (第8条関係)

旅費等	距離	非常勤の役員	評議員	備考
-----	----	--------	-----	----

	(起点:東京駅)			
交通費	100km以上	実費支給 (グリーン料 金加算)	実費支給	八王子国際キャンパスで開催される 場合は、JR「高尾駅」まで実費支給と する
	100km未満	5,000円	5,000円	ただし、交通費が5,000円を超える場 合は、実費支給とする
宿泊料	100km以上	15,000円	15,000円	ただし、100kmを超えても、宿泊を伴 わない場合は、支給しない
	100km未満	支給しない	支給しない	

寄附行為第33条に定める評議員（専任教職員を除く）、及び非常勤の役員には、評議員
会等の会議へ出席する際の旅費等を支給する。